

答申第49号  
令和3年9月29日

高崎市指導監査課 様

高崎市情報公開審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月23日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第54号

平成29年9月19日付け（第168-43号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第54号

答申番号：答申第49号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市指導監査課は、審査請求の対象となった不存在決定を取り消し、非公開情報を除き改めて公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市指導監査課（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月31日付けで「平成27年12月1日に実施された苦情等に係る実地調査●●に関する次の情報。⑤平成27年12月1日に指導監査課が行った定期の実地指導と、平成27年12月1日に長寿社会課が行った苦情等に係る実地調査の違いが分かる情報。」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求という。」）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求にかかる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

### 第3 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書において、おおむね次のように主張している。

平成27年12月1日に指導監査課が行った定期実地指導と平成27年12月1日に長寿社会課が行った苦情等に係る実地調査の違いが分かる情報について、高崎市長は、⑤公開請求に係る情報が記載されている文書が存在しないためを理由に挙げているが、指導監査課が行った定期実地指導と長寿社会課が行った苦情等に係る実地調査の違いは明らかである。なぜなら、指導監査課が行った定期の実地指導については、「指摘事項は無い」が、長寿社会課が行った苦情等に係る実地調査の結果については、処分対象であるため、公開請求に係る事実は存在している。

よって、高崎市長は、行政文書不存在通知に記載した処分を取り消し、本件行政文書を公開されなければならない。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和2年3月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

請求人は、当該公開請求に基づく行政文書が存在していること理由として各調査の結果通知を挙げている。

指導監査課が行った定期の実地指導に基づく結果通知は「平成27年度介護保険施設等の実地指導の結果について（通知）第254—1号」であり、長寿社会課が行った苦情等に係る実地調査に基づく結果通知は「苦情等に係る介護保険施設等の実地調査の結果について（通知）311—7号」である。

しかしながら、各通知は、それぞれ別個の調査による結果を示したものであり、各調査の違いを記載したものではない。

ただし、請求人が請求した本件行政文書が当該「平成27年度介護保険施設等の実地指導の結果について第254—1号」及び「苦情等に係る介護保険施設等の実地調査の結果について311—7号」である場合は、当該行政文書を公開決定することは可能である。

### 第4 審査会の判断

請求人と実施機関のやり取りで、本件行政文書を「平成27年度介護保険施設等の実地指導の結果について第254—1号」及び「苦情等に係る介護保険施設等の実地調査の結果について第311—7号」と特定する。また、実施機関の主張においても「平成27年度介護保険施設等の実地指導の結果について第254—1号」及び「苦情等に係る介護保険施設等の実地調査の結果について第311—7号」であれば当該行政文書を公開決定することは可能である。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月23日	諮問
令和2年3月5日	実施機関説明 調査、審議
令和2年8月20日	調査、審議
令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	井上 彩